投資信託説明書
（交付目論見書）

2024年3月30日

グローバル・M&Aオポチュニティ・ファンド

米ドル建クラス受益証券／円建（ヘッジなし）クラス受益証券／円建（ヘッジあり）クラス受益証券

ケイマン籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託

※グローバル・M&A オポチュニティ・ファンド（以下「ファンド」といいます。）の管理会社は、2024年4月1日（以下「変更効力発生日」といいます。）付で「UBSオコーナー・エルエルシー」から「UBSファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド」に変更されます。また、同日付でUBSオコーナー・エルエルシーは、投資運用会社となります。

※2024年4月1日を効力発生日として、本書において別段の定めがない限り、かつ、文脈上別異に解すべき場合を除き、管理会社との用語はすべて、各当事者の適用ある資格において行為する（1）UBSファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッドおよび（2）UBSオコーナー・エルエルシーをいうものとします。

管理会社	〈変更効力発生日前日まで〉 UBSオコーナー・エルエルシー ファンドの資産の運用管理ならびに受益証券の発行および買戻業務を行います。 管理会社は、2000年1月27日、直接または一もしくは複数の子会社もしくは関係会社を介して投資運用事業を遂行することを含むがそれらに限定されることなく、直接または子会社もしくは関係会社もしくはその双方を介して、デラウェア有限責任会社法に基づき設立された有限責任会社が合法的に遂行することができる方法による一切の事業および活動を行うことを目的として設立されました。 管理会社の資本金は、2023年7月末日現在、1株当たり1,000米ドルの株式1,000株に表示される1,000,000米ドル（約1億4,097万円）です。 （注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円換算額は、便宜上、2023年7月末日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=140.97円）によります。 2023年7月1日現在、管理会社は、運用金額:約92億米ドル（約1兆2,969億円）を運用しています。 〈変更効力発生日以降〉 UBSファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド ファンドの資産の運用管理ならびに受益証券の発行および買戻業務を行います。 管理会社は、投資運用、管理事務および集団投資スキームに関連する業務を提供することを目的として、2005年12月1日にアイルランドで設立された非公開有限責任会社です。 管理会社の資本金は、2024年1月末日現在、1株当たり1ユーロの普通株式12,500,000株に表示される12,500,000ユーロ（約19億9,963万円）です。 （注）ユーロの円換算額は、便宜上、2024年1月末日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=159.97円）によります。 2023年12月31日現在、管理会社は、運用金額:約473億2,200万ユーロ（約7兆5,701億円）を運用しています。
受託会社	AFSコントロールド・サブシディアリー3・リミテッド　ファンドの受託業務を行います。
管理事務代行会社	MUFGオルタナティブ・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッド ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務を行います。
代行協会員	SMBC日興証券株式会社　日本における受益証券の募集に関し、代行協会員業務を行います。
販売会社	SMBC日興証券株式会社　日本における受益証券の募集に関し、受益証券の販売・買戻業務を行います。
〈変更効力発生日以降〉 投資運用会社	UBSオコーナー・エルエルシー（注）　ファンドの投資運用業務を行います。 （注）UBSのアセット・マネジメント部門内の法人の再編のため、現在UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシーの完全子会社であるUBSオコーナー・エルエルシーおよびUBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシーは、変更効力発生日またはその前後に法定の合併（以下「本合併」といいます。）を完了させ、本合併により、UBSオコーナー・エルエルシーがUBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシーに吸収される見込みです。本合併の完了をもって、UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシーが同日以降ファンドの投資運用会社となります。
〈変更効力発生日以降〉 総販売会社	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー　ファンドの販売、マーケティングおよび販売支援サービスを行います。

- ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされています。
  また、EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されていますので、詳細情報の内容はWEBサイト（https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）でもご覧いただけます。

- この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）（以下「金融商品取引法」といいます。）第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書（交付目論見書）により行うファンドの米ドル建クラス受益証券、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券（以下、総称して「受益証券」といいます。）の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年6月30日に財務省関東財務局長に提出しており、2023年7月1日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2023年9月29日および2024年3月29日に財務省関東財務局長に提出しております。
- 受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券および他の商品の値動きのほか、米ドル建て受益証券が米ドルによって表示されるものであるため、為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

ファンドは、特化型運用を行います。

重要事項

受益証券の各クラスに関して、適用ある1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動き、組入有価証券および他の組入資産の発行体ならびに／または関連するデリバティブ取引の取引相手方の経営・財務状況の変化、または金利水準および為替相場等の影響（米ドル建て受益証券については米ドル、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券については日本円のいずれかであるクラス基準通貨以外の通貨や有価証券等に投資する場合）により変動しますので、これにより受益証券のかかるクラスに適用ある1口当たり純資産価格も変動し、当該受益証券が投資元本を割り込み、受益証券の当該クラスが損失を被ることがあります。

また、受益証券の各クラスに関して、受益証券のかかるクラスに適用ある1口当たり純資産価格はクラス基準通貨で算出されるため、円貨でお受取りの際には為替相場の影響を受けます。

投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券の各クラスに帰属すべき受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。受益証券の各クラスに関して、受益証券のかかるクラスに帰属すべき運用および為替相場の変動等による損益は、すべて受益証券のかかるクラスの投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスク要因については、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご参照下さい。

ファンドの持分は米国連邦預金保険公社による保護の対象外であり、いかなる銀行の預金や債務ではなく、裏書や保証もされていません。

ファンドの受益証券のご購入およびご換金（買戻し）が可能な日は限定されており、特定日のみご購入およびご換金（買戻し）が可能となります。またファンドの受益証券のご購入およびご換金（買戻し）には事前のお申込みも必要です。

■投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込みは・・・

SMBC日興証券

補完書面掲載版

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドの投資目的は、一貫して高度にリスク調整されたファンドの資産の価値の上昇を実現することです。

ファンドの特色

- 主として、公表された合併、買収または支配権をめぐる案件にかかる有価証券への投資を通じて、投資目的を達成することを追求します。
- 主に公表後の案件に対するマージャー・アービトラージ戦略（合併裁定戦略）を追求します。

買収方法は大きく分けると、「現金による買収」と、「株式交換による買収」の2通りがあります。

■現金による買収：現金による合併・買収の場合

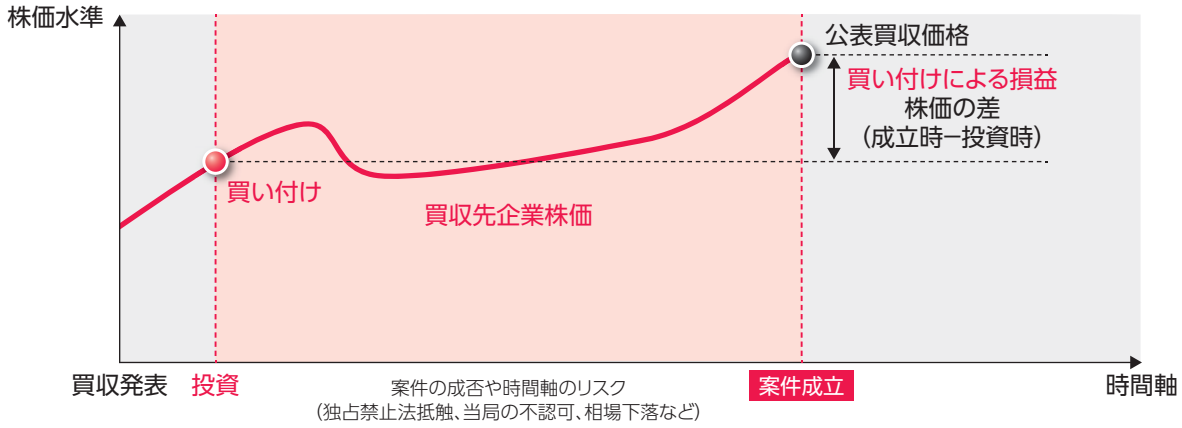

■株式交換による買収：1対1の株式交換による合併・買収の場合

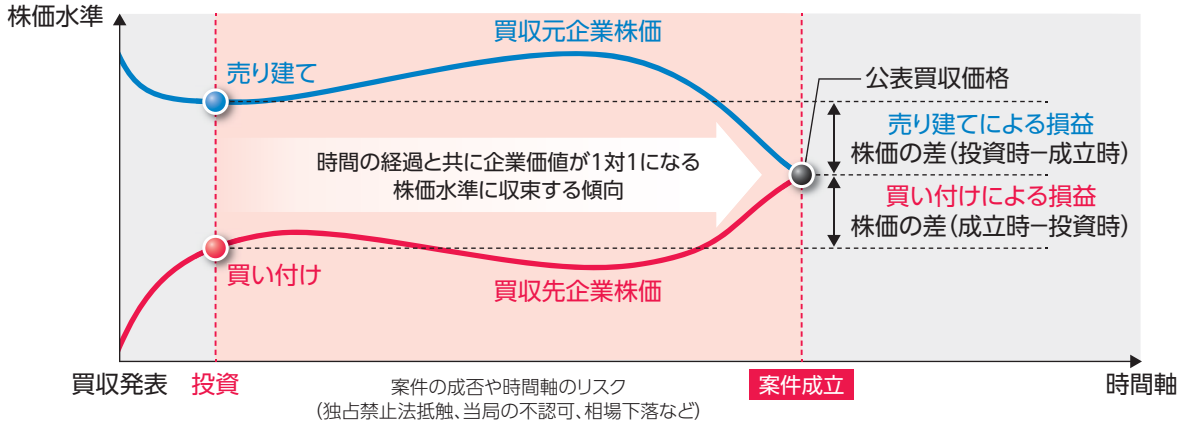

- 上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。ファンドにおける合併裁定戦略の投資成果を保証するものではなく、買い付け、または売り建てた株式が予想された値動きをしない場合があります。
- また、上記の株価推移は、一般的な傾向を示したものであり、案件成立までに発生したイベントや市場状況等の影響を受けるため、必ずしも上記例示の通り推移することを保証するものではありません。

ファンドは、日本証券業協会によって公表された指針における「特化型運用ファンド」です。一般的に、「特化型運用ファンド」とは、「支配的な銘柄」が存在し、または「支配的な銘柄」が存在する可能性が高い投資ファンドをいいます。特定の発行体によって発行される銘柄の市場価額の総額が投資ファンドのポートフォリオ投資対象の10パーセントを超える場合、当該発行体の銘柄は、「支配的な銘柄」に該当します。ファンドは、随時、「支配的な銘柄」に対して集中して投資する見込みです。したがって、当該「支配的な銘柄」の発行体に支払不能、倒産または経営もしくは財務状況の悪化が生じた場合、ファンドには、大きな損失が発生することがあります。

ファンドの目的・特色

運用プロセス

主として公表された案件を対象に、徹底した分析と独自の案件格付けを実施

■ファンドの仕組み

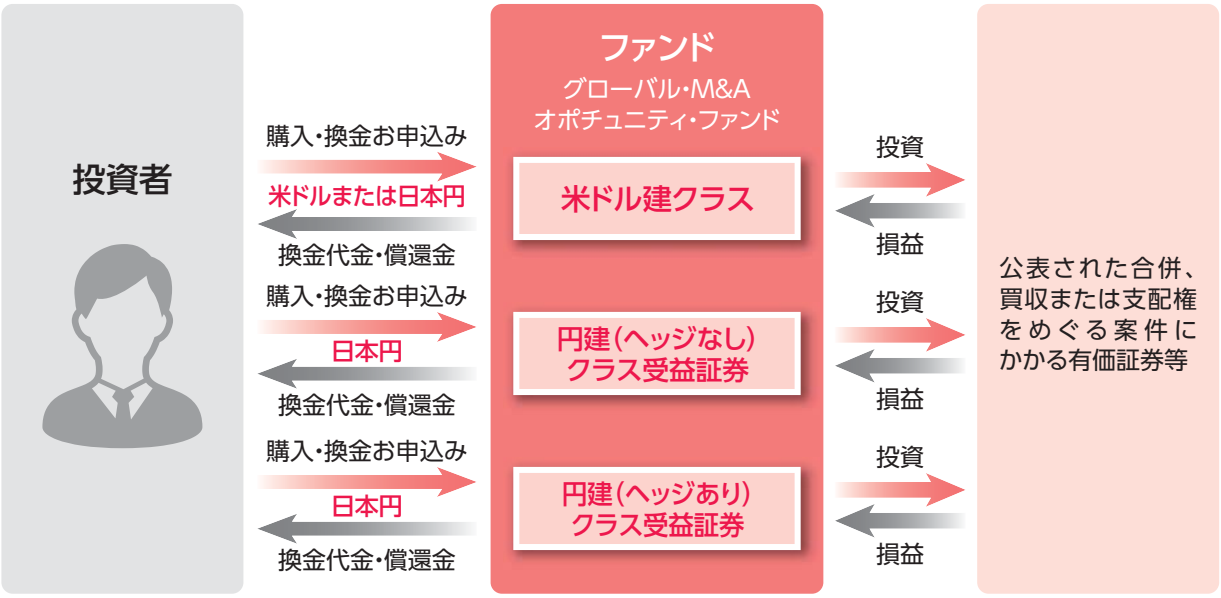

投資者は、受益証券の異なるクラス（すなわち米ドル建クラス受益証券、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券）を取得することができます。受益証券の各クラスは、米ドルおよび日本円という表示通貨および通貨ヘッジに関する事項を除いて、実質的に同一の投資目的および投資方針を有します。

主な投資制限

■投資ガイドライン

本書における相反するいかなる記載にかかわらず、管理会社は、ファンドに関して以下に掲げる特定の投資ガイドライン（以下「投資ガイドライン」といいます。）を遵守します。

1　管理会社は、ファンドの計算において、ファンドの総資産の50パーセント超を金融商品取引法に定義される「有価証券」（社債または国債、会社の株式、コマーシャル・ペーパー、投資ファンドまたはミューチュアル・ファンドの受益証券／投資証券等をいいます。ただし、有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除きます。）および当該「有価証券」を原資産とし、および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資するものとします。パートナーシップの持分は、上記「有価証券」の定義には含まれません。

ファンドの目的・特色

2 管理会社は、ファンドのために以下に掲げることを行いません。

(A)自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。

(B)管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を行うこと。

(C)当該取得の結果として管理会社が運用するすべての投資ファンド、投資口座および他の集合投資ファンドが保有する(投資法人を含む)会社の議決権付株式の総数が当該会社の発行済株式の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること。

(D)空売りの結果、ファンドのために空売りされる有価証券の総額が直近の純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。

(E)ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること。ただし、かかる制限は、当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な手段が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとします。

(F)一の発行体の株式または一の投資信託の受益証券について、一の発行体の当該株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)が純資産価額の35パーセントを超えることとなる場合において(当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会の指針に従い計算されます。)、当該株式または受益証券を保有すること。

(G)一の取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である一の発行体に係るデリバティブのポジションについて、当該取引相手方または当該デリバティブポジションに係る発行体に対して生じる純エクスポージャー(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。)が純資産価額の35パーセントを超えることとなる場合において(当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会の指針に従い計算されます。)、当該デリバティブのポジションを保有すること。

(H)一の団体により発行され、組成され、または引受けられた、(i)有価証券(前記2(F)に定める株式または受益証券を除きます。)、(ii)金銭債権(前記2(G)に定めるデリバティブを除きます。)および(iii)匿名組合出資持分について、その金額(以下「債券等エクスポージャー」といいます。)が純資産価額の35パーセントを超えることとなる場合において(当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会の指針に従い計算されます。)、当該(i)有価証券、(ii)金銭債権および(iii)匿名組合出資持分を保有すること。(注:担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、かかる団体に対する支払債務が存在する場合は、支払債務の金額を控除することができます。)

(I)一の団体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの総額が純資産価額の35パーセントを超えることとなる場合において、当該団体に対するポジションを保有すること。

(J)デリバティブ取引(デリバティブの性質を有するワラントおよび他の証書を含みます。)について、これを行った結果、金利、外国為替相場、金融商品の価格、市場または他の指標に係る変動その他の理由により発生するファンドのリスクに対応するため、あらかじめ管理会社によって定めた(管理会社が公正かつ合理的であると思料する方法である)方法に従い算出されるファンドのリスク相当額が純資産価額を超えることとなる場合において、かかるデリバティブ取引(デリバティブの性質を有するワラントおよび他の証書を含みます。)を行うこと。

(K)特定の通貨ヘッジの商品の満期までの残存期間は、120日を超えてはならないこと。

(L)借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果となる限度において、金銭の借入を行うこと。ただし、合併、併合またはこれに類する場合等、特別な状況において、当該10パーセントの制限を一時的に超える場合はこの限りではありません。(疑義を避けるため付言すると、プライム・ブローカーとの間の証拠金取引は、上記の制限には含まれないものとします。)

これに反するいかなる記載にもかかわらず、前記投資ガイドラインの2(F)から2(I)に記載する制限に関して、市場価格の変動または関連する投資信託の純資産価額の総額の変動(いずれかの場合によります。)により、当該制限を超えることとなった場合、管理会社は、当該制限を超えた日から1か月以内に、ファンドのポートフォリオを投資ガイドラインに遵守するよう調整することを追求します。

分配方針

管理会社は、受託会社をして、随時、信託証書と整合する方法により、一定の受益証券のクラスにつき、受託会社に分配をさせることができます。しかし、現在受益証券に関して分配を行う意図は無く、分配は一切予定されていません。

ファンドの目的・特色

運用体制

管理会社は、スイス銀行とスイス・ユニオン銀行の合併で1998年に設立されたUBS銀行の資産運用部門であるUBSアセット・マネジメントに属しています。UBS銀行およびUBSアセット・マネジメントは、グローバルな投資のプラットフォーム、強力な地域に根差した法人顧客管理および広範囲にわたる投資商品運用を提供しています。
ファンドは「オコーナー」として知られている法人のプラットフォームで運用されています。投資運用チームは、シカゴ、ロンドン、ニューヨーク、スタンフォード、香港、上海およびシンガポールを拠点としています。

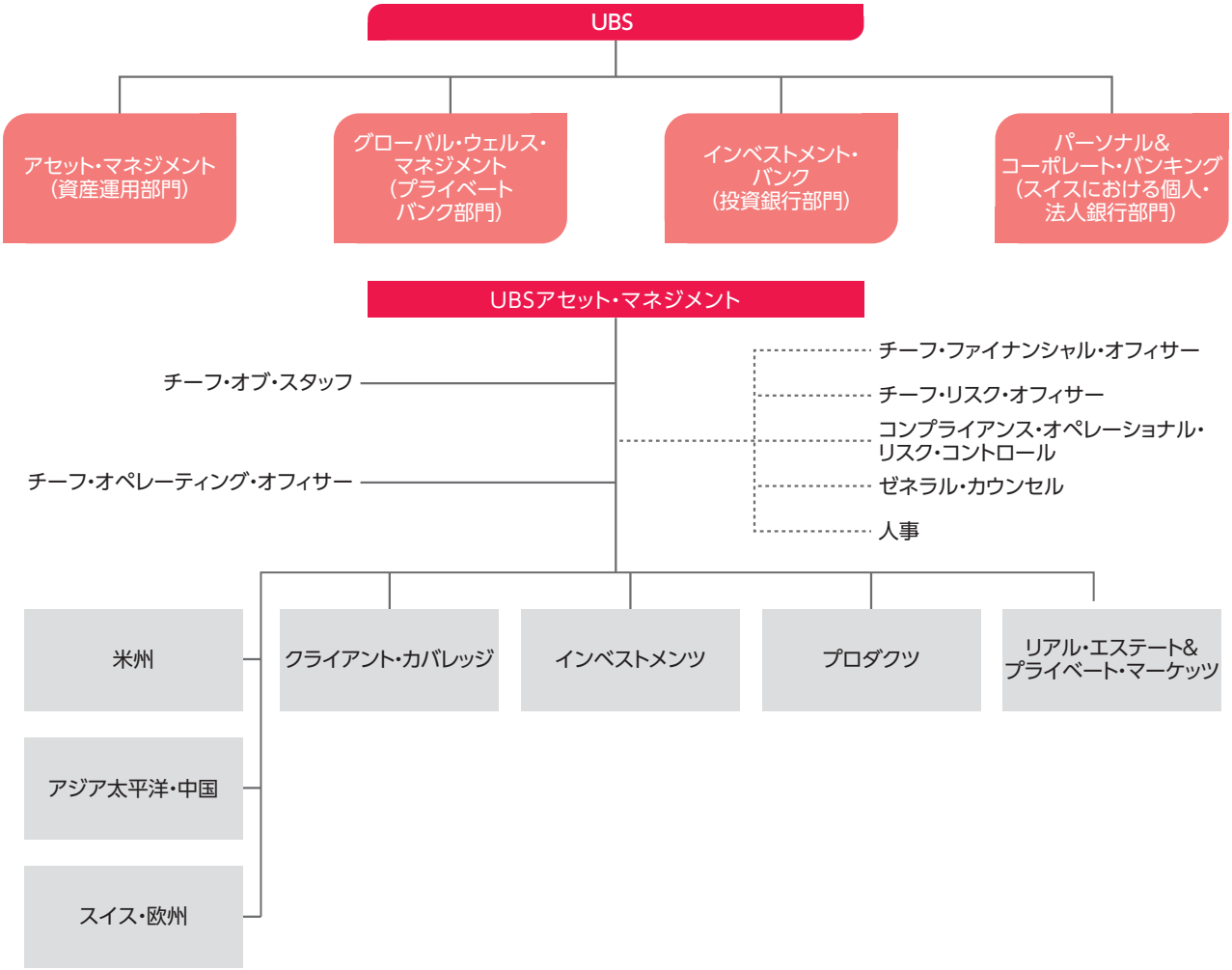

管理会社には、多数の投資戦略がありますが、ファンドは、そのうちの一つであるグローバル・イベント・ドリブン戦略傘下のマージャー・アービトラージ・チームが主に運用します。

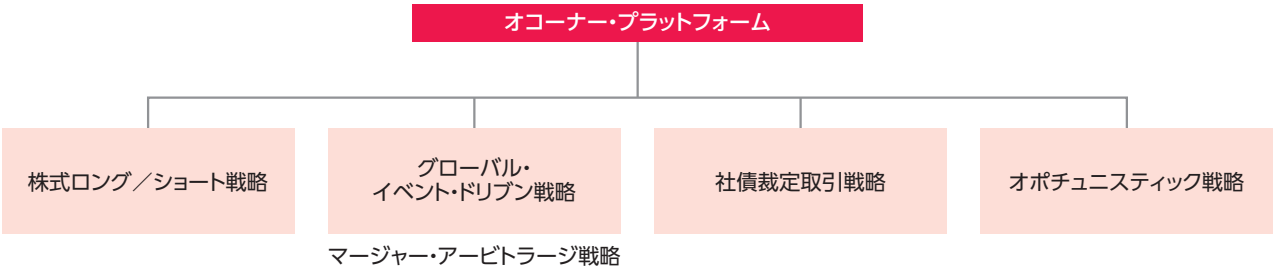

上記の運用体制は、2023年7月末日現在のものであり、今後予告なく変更になる場合があります。

ファンドの目的・特色

UBSアセット・マネジメント・グループ

UBSアセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界23の国・地域に約3,600名の従業員を擁し、約140兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです（2022年12月末日現在）。

UBSオコーナー・エルエルシー

UBSオコーナー・エルエルシーは、UBS銀行の資産運用部門であるUBSアセット・マネジメントに属しています。
ファンドの運用は、UBSオコーナー・エルエルシーのマージャー・アービトラージ・チームが行います。
UBSオコーナー・エルエルシーの運用資産総額は、約92億米ドル（約1兆2,969億円）（2023年7月1日時点）です。

投資リスク

主なリスク要因

すべての投資にはリスクが伴います。ファンドへの投資の価値および投資に対して受領するリターンの額は、日々、時間とともに変動する場合があります。ファンドへの投資の一部またはすべてを失う場合があり、また、他の同様の投資のように成功しない場合があります。ファンドへの投資に係るリスクの概要は以下のとおりですが、ファンドへの投資に関連するリスク要因の網羅的なリストではありません。ファンドへの投資を決定する前に、投資者が金銭を失う場合があるファンドへの投資に伴うこれらのリスク要因を入念に検討ください。さらに、とりわけ合理的に予見可能でない、または本書の日付現在ファンドに適用されないリスクがあるため、ファンドへの投資は、以下にて開示されていない一定の他の重大なリスクにさらされる場合があります。ファンドがその投資目的を達成できるという保証はありません。

投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券の各クラスに帰属すべき受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。受益証券の各クラスに関して、受益証券のかかるクラスに帰属すべき運用および為替相場の変動等による損益は、すべて受益証券のかかるクラスの投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

マージャー・アービトラージに関するリスク

ファンドは、そのマージャー・アービトラージ投資に関して、提案された取引が完了しなかった場合、一般的に、多額の損失を被る可能性があります。

株式証券に関するリスク

ファンドは株式証券および株式派生商品に投資する場合があります。これらの金融商品の価値は、一般に、発行体のパフォーマンスや株式市場の動きによって異なります。管理会社の期待とパフォーマンスが異なる発行体の株式商品に投資する場合、または株式市場が一般的に単一の方向に動いた場合、ファンドは損失を被る場合があります。

空売りに関するリスク

空売りとは、ファンドが所有する場合も所有しない場合もある有価証券を売却し、購入者に引き渡すために同じ有価証券を借りることを含み、借りた有価証券を後日置き換える義務があります。空売りは、理論的には、対象有価証券の価格は制限なく上昇し、無限の損失のリスクを生み出します。

デリバティブ・リスク

ファンドは、投資目的および/またはヘッジ目的で、オプション、スワップおよび他のデリバティブ商品を締結する場合があります。一定のオプション、スワップその他のデリバティブ商品は、市場リスク、流動性リスク、取引相手方の財務状況や信用力に関連する不履行のリスク、法的リスク、業務リスクおよび時間の経過による価値の損失等、様々なリスクにさらされる場合があり、これらのリスクによりファンドが損失を被る可能性があります。

レバレッジ・リスク

レバレッジの利用はファンドの利益を増加させる場合がありますが、ファンドは信用リスク、カウンター・パーティー・リスク、より大きな市場リスクおよびより高い経常費用にさらされ、レバレッジされた資産の損失を拡大させます。

通貨リスク

ファンドは、その資産の一部を非米国通貨建て商品に投資する場合があります。ファンドの投資がヘッジされない場合には、ファンドの資産の価値は、米ドル為替相場ならびにファンドの多様な現地市場および通貨への投資の価格変動に伴い上下します。

通貨ヘッジに関するリスク

円建（ヘッジなし）クラス受益証券について、ファンドはいかなる通貨ヘッジも行いません。円建（ヘッジあり）クラス受益証券について、ファンドは、管理会社の裁量により、通貨ヘッジを締結することにより、為替レートの変動が日本円の価値に及ぼす影響を軽減または最小化することを試みる場合があります。一般的に、円建（ヘッ

ジあり)クラス受益証券は、当該通貨ヘッジのコストを負担します。

流動性リスク

ファンドの受益証券は自由に譲渡できません。受益者は、重要な事前の書面による通知を行うことでのみ、受益証券の買戻しの請求をすることができますが、全体としての買戻制限額の対象となります。さらに、ファンドは、一定の場合には、買戻しまたは買戻代金の支払いを停止する場合があります。

システム・リスク

管理会社および他のサービス提供会社が使用するプログラムまたはシステムは、欠陥、故障、停止の対象となる場合があります。当該欠陥、故障、中断およびセキュリティー違反は、ファンドおよび/またはその投資者に対し重大な悪影響を有する可能性があります。

ファンドのリスク要因は上記のものに限られません。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

その他の留意点

ファンドの受益証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

リスクに対する管理体制

管理会社は、ポートフォリオとオペレーショナル・リスクを管理するための非常に明確なフレームワークを採用しています。管理会社は、運用管理機能とリスク／コンプライアンス・コントロール機能の間で職務の分離を実施します。リスク統制およびコンプライアンス・チームは、管理会社の経営陣ではなく、UBS AGコーポレート・センターに直接報告します。

さらに、UBSアセット・マネジメントのリスク管理プログラムは、上級ポートフォリオ・マネージャーを含む管理会社の上級管理職の参加を得て、リスク管理者を委員長とするリスク委員会を月次で開催し、管理会社のプラットフォームに影響を与えるリスク・プロファイルやその他のリスク問題について議論を行います。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2018年5月～2023年4月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(ただし、ファンドは2019年12月6日に運用を開始したため、2019年12月6日以降の分配金再投資1口当たり純資産価格および2020年12月末日以降の年間騰落率を記載しています。)。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間(ただし、ファンドについては2020年12月～2023年4月)における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

米ドル建クラス受益証券

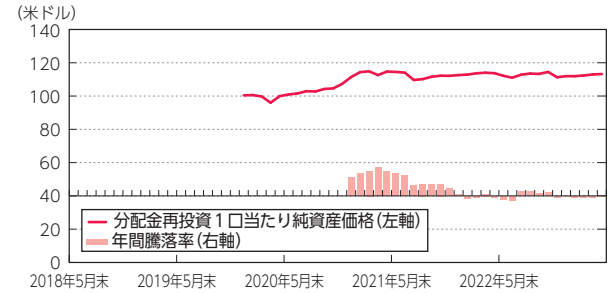

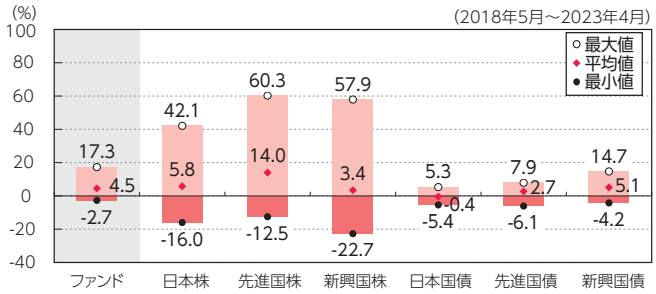

円建(ヘッジなし)クラス受益証券

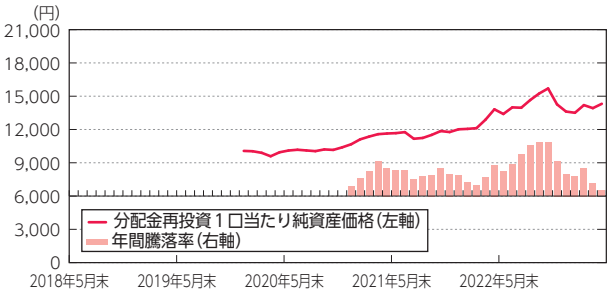

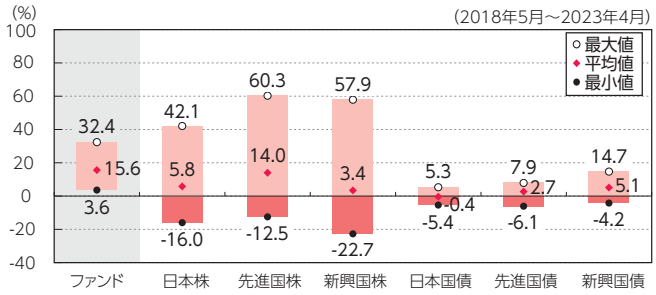

円建(ヘッジあり)クラス受益証券

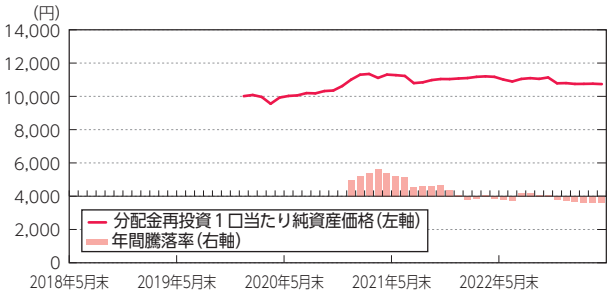

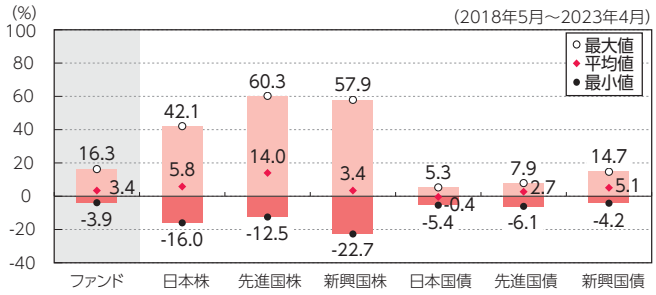

出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

投資リスク

（ご注意）

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）
- 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。）
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

- 代表的な資産クラスを表す指数

  日本株……TOPIX（配当込み）

  先進国株……FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）

  新興国株……S&P新興国総合指数

  日本国債……ブルームバーグE1年超日本国債指数

  先進国債……FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）

  新興国債……FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

  （注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

純資産総額（右軸）　受益証券１口当たり純資産価格（左軸）

（2019年12月6日（運用開始日）～2023年7月末日）

米ドル建クラス受益証券

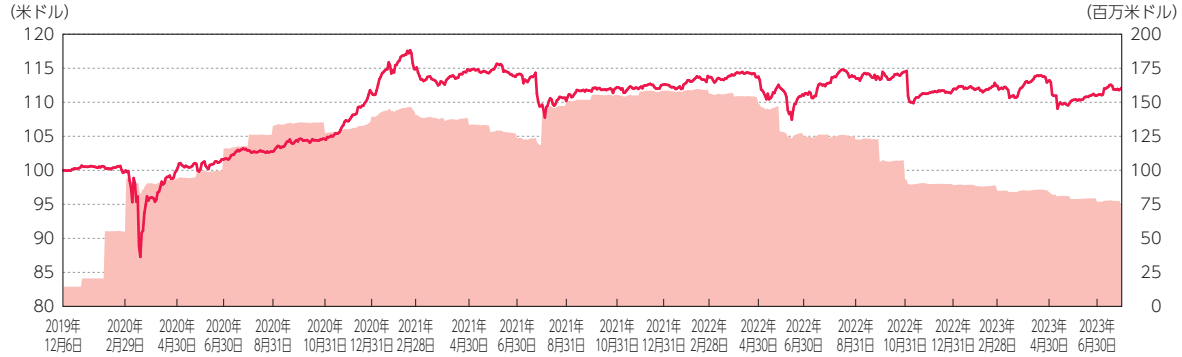

円建（ヘッジなし）クラス受益証券

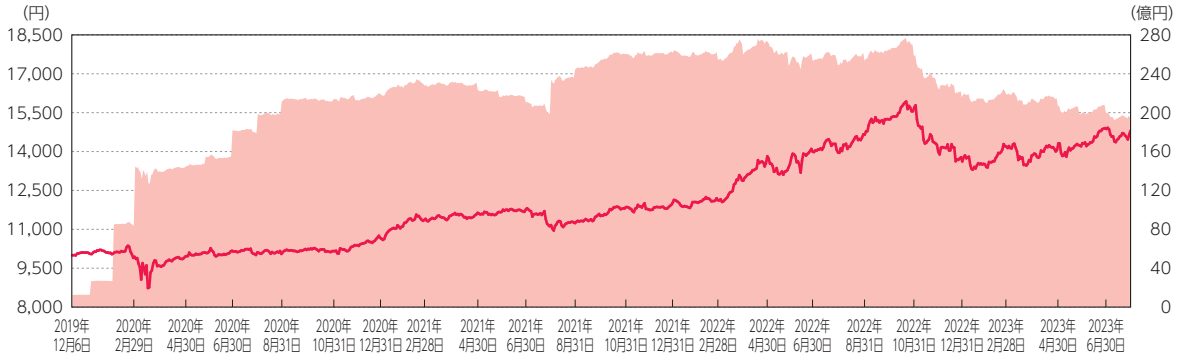

円建（ヘッジあり）クラス受益証券

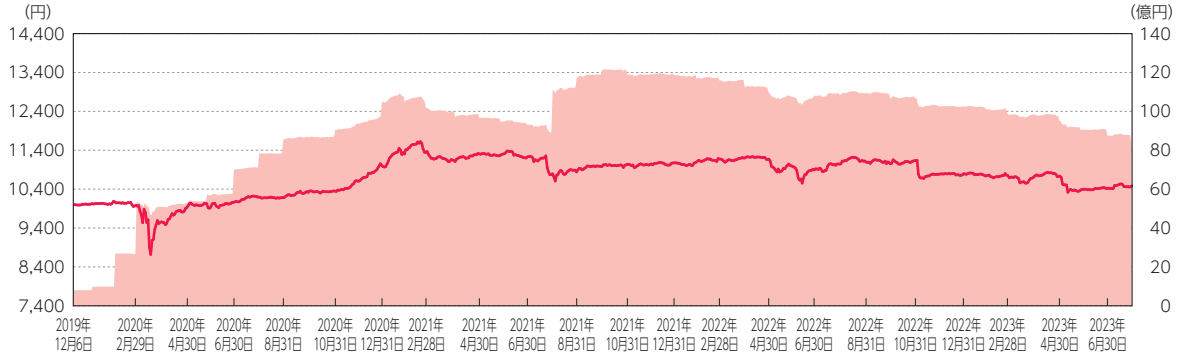

投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2023年7月末日現在）

資産の種類	国名	投資比率(%)
普通株式	アメリカ合衆国	68.00
	デンマーク	1.43
	日本	1.11
	オランダ	0.10
	ドイツ	0.04
	スウェーデン	-0.01
	イタリア	-0.02
	小計	70.65
社債	アメリカ合衆国	4.47
	ルクセンブルグ	0.09
	カナダ	-0.45
	小計	4.11
米国預託証券	アメリカ合衆国	0.96
株式オプション	アメリカ合衆国	0.43
転換社債	アメリカ合衆国	0.32
SPAC ユニット （普通株式およびワラントの組合せ）	アメリカ合衆国	0.17
持分権	ドイツ	0.12
新株引受権	アメリカ合衆国	0.08
	カナダ	0.01
	ドイツ	0.00
	小計	0.08
未公開株	アメリカ合衆国	0.06
優先株式	アメリカ合衆国	0.02
公債	アメリカ合衆国	0.01
権利	アメリカ合衆国	0.00
株式スワップ	アメリカ合衆国	0.03
	イギリス	0.01
	アイルランド	0.00
	バミューダ	0.00
	フランス	0.00
	ドイツ	0.00
	スペイン	0.00
	オーストラリア	-0.07
	小計	-0.03
外国為替先渡取引	日本	21.89
	アメリカ合衆国	-22.34
	小計	-0.45
上場投資信託	アメリカ合衆国	-0.79
小計		75.66
現金・その他の資産（負債控除後）		24.34
合計		100.00

（注1）「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。
（注2）上記の比率は、四捨五入して表示しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

運用実績

投資有価証券の主要銘柄

（2023年7月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	業種	投資比率(%)
1	ACTIVISION BLIZZARD INC	アメリカ合衆国	普通株式	ソフトウェア	14.11
2	HORIZON THERAPEUTICS PLC	アメリカ合衆国	普通株式	バイオテクノロジー	9.11
3	SEAGEN INC	アメリカ合衆国	普通株式	バイオテクノロジー	7.44
4	UNIVAR SOLUTIONS INC	アメリカ合衆国	普通株式	卸売流通	4.95
5	VMWARE INC-CLASS A	アメリカ合衆国	普通株式	ソフトウェア	3.86
6	SYNEOS HEALTH INC	アメリカ合衆国	普通株式	ヘルスケア・サービス	3.78
7	NATIONAL INSTRUMENTS CORP	アメリカ合衆国	普通株式	電子機器	3.76
8	FOCUS FINANCIAL PARTNERS-A	アメリカ合衆国	普通株式	各種金融サービス	3.05
9	PDC ENERGY INC	アメリカ合衆国	普通株式	石油・ガス	2.90
10	PDC ENERGY INC	アメリカ合衆国	普通株式	石油・ガス	2.71

その他投資資産の主要なもの

<外国為替先渡取引>　（2023年7月末日現在）

購入通貨	購入された通貨の金額	売却通貨	売却された通貨の金額	決済日	投資比率(%)
日本円	8,647,195,508	米ドル	62,336,492.13	2023年8月31日	21.89

分配の推移（税引き前、受益証券1口当たり）

該当事項ありません。

収益率の推移

米ドル建クラス受益証券

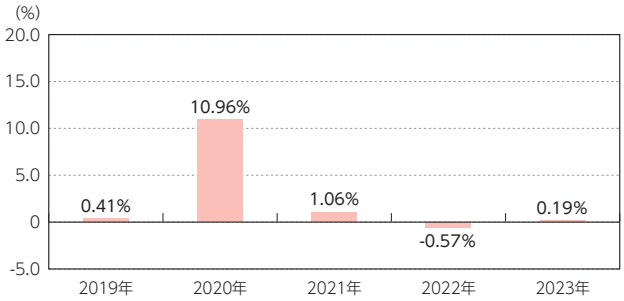

円建(ヘッジなし)クラス受益証券

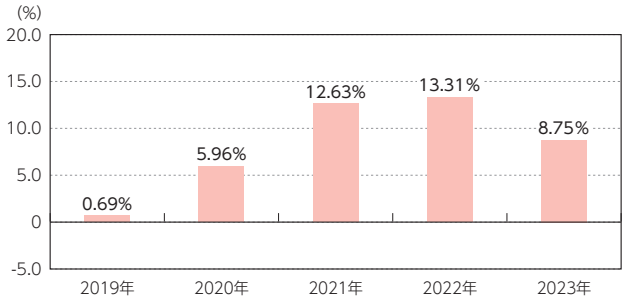

円建(ヘッジあり)クラス受益証券

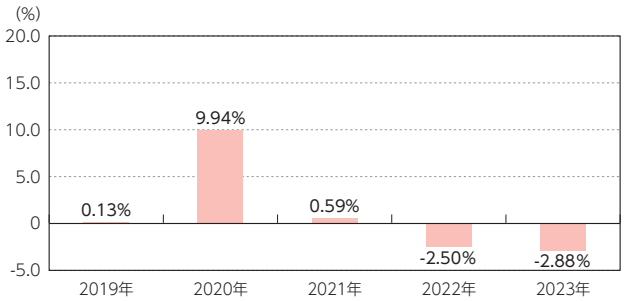

(注1) 収益率(%)＝100×(a－b)／b

a＝当該会計年度(暦年)または期間末現在の受益証券1口当たり純資産価格(当該会計年度(暦年)または期間の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b＝当該会計年度(暦年)または期間の直前の会計年度(暦年)末現在の受益証券1口当たり純資産価格(分配落ちの額)(ただし、2019年については当初申込価格(米ドル建クラス受益証券については100米ドル、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券については10,000円))

(注2) 2023年については2023年1月1日から同年7月末日までの収益率です。

運用実績の記載に係る注記

上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

ご購入のお申込期間	2023年7月1日(土曜日)から2024年6月28日(金曜日)まで 日本におけるお申込受付時間は、原則として、日本における販売会社の日本における営業日(以下「日本における営業日」といいます。)の午後4時(日本時間)までとします。上記時刻以降のお申込みは、日本における翌営業日のお申込みとして取り扱われます。日本における販売会社により異なるお申込受付時間が設けられることがあります。なお、お申込みは、取引日(暦月の最終営業日)の5営業日前の日までを各月のお申込期限とします。日本においては、当該お申込期限までの日本における5営業日の間にお申込みを受け付けます。
ご購入(お申込み)単位	500口以上1口単位または500万円以上1円(もしくは、適用ある場合、その米ドル相当額)単位。 ただし、日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。 なお、米国人、ケイマン諸島の住民等には販売しません。
営業日	(i) (a)ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、東京およびケイマン諸島で銀行が営業を行う日ならびに(b)ニューヨーク証券取引所(NYSE)、ロンドン証券取引所(LSE)および東京証券取引所(TSE)(以下、個別に「取引所」といいます。)が営業を行う日または(ii)管理会社がその裁量で決定するその他の日です。ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、東京もしくはケイマン諸島の銀行が平日に臨時休業した場合および／または取引所が平日に臨時休業した場合、受託会社は、管理会社と協議の上、当該日をファンドに関する営業日とみなすか否かを決定します。
ご購入／ご換金請求締切時間	原則として、取引日(暦月の最終営業日)の5営業日前の日の午後4時(日本時間)まで。なお、お申込期限までの日本における5営業日の間にお申込み／ご換金請求を受け付けます。
ご購入(買付)／ご換金(買戻し)日	取引日(暦月の最終営業日)
ご購入(お申込み)価格	受益証券1口当たり純資産価格
ご購入(お申込み)代金	投資者は、申込みの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(国内約定日)(通常、取引日の日本における翌々営業日)から起算して日本における4営業日目(受渡日)までに、米ドル建クラス受益証券については米ドルまたは日本円により、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券については日本円により、日本における販売会社に対して申込金額および申込手数料を支払うものとします。 (注)ただし、SMBC日興証券株式会社に対しては米ドル建クラス受益証券については米ドルにより、支払うものとします。
ご換金(買戻し)単位	受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1口単位です。
ご換金(買戻し)価格	該当する費用(成功報酬および管理報酬を含む。)の発生後の該当する買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
ご換金(買戻し)代金	買戻代金は、一般的に、買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(国内約定日)(通常、取引日の日本における翌々営業日)から起算して日本における4営業日目(受渡日)までに、米ドル建クラス受益証券については米ドルまたは日本円により、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券については日本円により、投資者に支払われます。買戻代金の支払いは、残余する受益者やファンドにとって有害でない方法によりファンド資産を換金する管理会社の能力等、一定の要因により遅延することがあります。 (注)ただし、SMBC日興証券株式会社からは米ドル建クラス受益証券については米ドルにより、支払われます。
ご換金(買戻し)制限	ファンドが取引日1日で1億5,000万米ドルを超える買戻請求を受領した場合、受託会社は、その裁量により、1億5,000万米ドル(または管理会社が、受託会社と協議の上、決定するこれより多い金額)がファンドから買い戻されるよう、買戻請求金額に応じてすべての買戻請求を比例按分して減額することができます(以下「買戻制限」といいます。)。買戻制限に従って買戻請求が減額された受益者は、追加受益証券が買い戻されることを希望する場合、追加の買戻請求を提出しなければならないものとします。買戻制限によって買戻しが減額されたいかなる受益者に対しても、その後の取引日において、優先権は与えられません。 管理会社は、受託会社と協議の上、ファンドが米国法により、米国財務省もしくは類似の政府部門もしくは部局との合意により、または該当する政府間協定もしくは実施法により、当該受益者に対する買戻代金の支払いに関して留保するか、またはその他当該受益者に関する支払いを留保するよう要求される場合、受益者に関する買戻代金を減額することができます。
スイッチング	ファンドのクラス間のスイッチングは行われません。

手続・手数料等

ご購入・買戻し申込受付の停止	管理会社は、受託会社と協議の上、影響を受ける受益者に書面による通知をした上で、以下に定める期間中、純資産価額の決定および／もしくは報告、申込み、受益者の選択による受益証券の買戻し（全部または一部を問いません。）、受益証券の購入、受益証券の買戻し、ならびに／または受益証券の買戻しに関連する受益者への支払いを停止することができます。(i)ファンドの投資対象が上場されている証券取引所が通常の休日および週末以外に閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間、(ii)その結果として、ファンドによる投資対象の処分を合理的に実施することができないか、ファンドの受益者の利益を大幅に損なうと管理会社が（受託会社と協議の上）判断する緊急事態に相当する事情が存在する期間、(iii)ファンドの投資対象の価格もしくは価値、または上記の証券取引所における時価を算定するために通常使用する通信手段が故障している期間、またはその他の理由で、ファンドが所有する投資対象の価格もしくは価値が合理的に迅速かつ正確に確認できない場合、(iv)投資対象の換金もしくは取得に伴う資金の送金が通常の為替レートで実行できないと管理会社が（受託会社と協議の上）判断する期間、(v)ファンドの投資対象に関連する財務情報に重大な調整が行われる可能性があると管理会社が（受託会社と協議の上）判断する期間、(vi)ファンドが買戻代金に関して適時に支払いを行うことができない期間、(vii)管理会社が、受託会社と協議の上、純資産価額の計算、受益証券の申込みの受理、償還、買戻しまたは買戻価格の支払いを実行不可能または望ましくないものとする状況が存在すると誠実に判断する期間、または(viii)管理会社の裁量（受託会社と協議の上）によるその他の理由による場合。当該停止が解除された場合、英文目論見書に記載される買戻しに関する他の制限に従うことを条件として、受益者が当該請求をいつ行ったかにかかわらず、すべての保留中の買戻請求は、請求金額に応じて比例按分で履行されます。さらに、管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に書面で通知することにより、マネー・ロンダリング防止法および規則、またはファンド、管理会社またはファンドのその他の業務提供者もしくはこれらの関連会社に適用されるその他の法的要件を遵守するために管理会社が（受託会社と協議の上）必要であるとみなす期間中、当該受益者の買戻権または当該受益者に対する買戻代金の全部もしくは一部の支払いを停止することができます。
信託期間	ファンドは、後記「繰上償還」に記載されるいずれかの事由が発生した場合を除き、信託証書の日付（2019年10月18日）に開始し、当該日付の150年後に終了する期間の最終日の前日に終了する期間が満了した時に、終了します。
繰上償還	ファンドは、以下の事由のいずれかが最初に発生した時点で終了します。 (a)ファンドを継続することまたはファンドを別の法域に移転することが違法となった場合、または受託会社もしくは管理会社の合理的な判断により実行不能もしくは推奨不可となり、もしくは受益者の利益に反するようになった場合 (b)すべての発行済受益証券が任意買戻しまたは強制買戻しによって買い戻された場合 (c)受益者が受益者決議により終了を決定した場合 (d)ケイマン諸島の信託法（改正済み）に基づくファンドの特例信託としての登録が中止され、その結果、終了することが適切であると受託会社が判断した場合 (e)受託会社が退任の意向を書面により通知した場合または受託会社が任意清算を開始した場合において、管理会社が当該通知または当該清算開始から90日以内に、受託会社の後任として受託会社の職務を引き受ける用意がある別の会社を任命することができず、または任命することを手配できなかった場合 (f)管理会社が退任の意向を書面により通知した場合または管理会社が強制清算もしくは任意清算を開始した場合において、受託会社が当該通知または当該清算開始から90日以内に、管理会社の後任として管理会社の職務を引き受ける用意がある別の会社を任命することができず、または任命することを手配できなかった場合 ファンドの終了時、管理会社は、予定されるファンドの終了およびファンドの資産の分配について、受益者に通知します。「受益者決議」とは、発行済受益証券の純資産価額の過半数の保有者によって書面により同意された決議、または信託証書に従って招集および開催された受益者総会において、本人もしくは代理人が出席した発行済受益証券の純資産価額の過半数の保有者により可決された決議をいいます。 ファンドの終了後、受託会社は、ファンドの資産の売却を手配し、終了後の合理的期間内に、投資者に対し、その保有する各クラスの受益証券の口数に応じて、当該クラスに帰属するファンドの資産の現金化から得るすべての現金受取金を分配します。受託会社は、ファンドの終了に関連して自己が負担する経費を控除する場合があります。
決算日	毎年12月31日
収益分配	管理会社は、一定の受益証券のクラスにつき、分配を行うことができます。しかし、現在受益証券に関して分配を行う意図は無く、分配は一切予定されていません。
信託金の限度額	ファンドにおける信託金の限度額については定めがありません。
運用報告書	管理会社は、ファンドの各計算期間の終了（12月31日）およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用の経過およびファンドが保有する資産の内容などを記載した交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は、電磁的方法により、代行協会員のホームページにおいて提供されます。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取り扱われます。 ただし、将来における税務当局の判断により、これと異なる取扱いがなされる可能性があります。
その他	ファンドの受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。 <外貨建投資信託の場合の適用為替レートについて> 外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします。 ただし、SMBC日興証券株式会社は、米ドル建クラス受益証券の売買に関し、米ドルでのお取扱いのみを行います。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

ご購入(お申込み)手数料

投資家は、以下の左の欄に記載された受益証券の対応する総口数の購入に関して、以下の右の欄に記載された受益証券の発行価格に対する料率の申込手数料を(購入した受益証券の発行価格に加えて)お支払いいただきます。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込代金の3.30%(税抜3.00%)
1万口以上5万口未満	申込代金の1.65%(税抜1.50%)
5万口以上10万口未満	申込代金の0.825%(税抜0.75%)
10万口以上	申込代金の0.55%(税抜0.50%)

〈変更効力発生日前日まで〉
かかる申込手数料は、販売会社に対して支払われます。上記にかかわらず、管理会社および日本の販売会社が、当該管理会社および販売会社の間の個別契約により別途合意した場合は、当該契約を適用することができます。
申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価です。
〈変更効力発生日以降〉
かかる申込手数料は、販売会社に対して支払われます。上記にかかわらず、総販売会社および日本の販売会社が、当該総販売会社および販売会社の間の個別契約により別途合意した場合は、当該契約を適用することができます。
申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価です。

ご換金(買戻し)手数料

買戻手数料は課せられません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドに係る報酬・費用等

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬料率
管理報酬	〈変更効力発生日前日まで〉管理会社	〈変更効力発生日前日まで〉ファンドのポートフォリオ資産の投資運用業務ならびに受益証券の発行および買戻し業務ならびに他の同社の運用管理の職務	〈変更効力発生日前日まで〉ファンドは、投資運用契約に従い、(管理報酬が計算された日付時点で買戻しを実行する前に、また、ファンド費用(管理報酬を除きます。)を控除した後で(ただし、成功報酬(もしあれば)を計上する前に))各暦日に発生し、年率1.10%で計算される月次管理報酬を毎月後払いで管理会社に支払います。
	〈変更効力発生日以降〉投資運用会社	〈変更効力発生日以降〉ファンドのポートフォリオ資産の投資運用業務	〈変更効力発生日以降〉ファンドは、投資運用および再委託契約に従い、(管理報酬が計算された日付時点で買戻しを実行する前に、また、ファンド費用(管理報酬を除きます。)を控除した後で(ただし、成功報酬(もしあれば)を計上する前に))各暦日に発生し、年率1.10%で計算される月次管理報酬を毎月後払いで投資運用会社に支払います。 ※変更効力発生日以降において、成功報酬および管理報酬は、投資運用会社に支払われるものとします。投資運用会社は、当該当事者が書面で相互に合意するとおり、成功報酬および/または管理報酬の全部または一部を、管理会社に分配することができます。
	〈変更効力発生日以降〉管理会社	〈変更効力発生日以降〉ファンドの受益証券の発行および買戻し業務ならびに他の同社の運用管理の職務	
受託報酬	受託会社	ファンドに対して受託会社として履行する同社の職務およびこれに付随する業務	受託会社は、ファンドの資産から、毎年、年間1万米ドルの受託報酬を受領します。
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの資産の管理事務代行業務、受益証券の発行、譲渡および買戻しに関する登録名義書換事務ならびに他の管理事務代行会社として履行する同社の職務	管理事務代行会社は、その業務につき、年間14万米ドルを最低報酬とする、ファンドの純資産価額の年率0.07%の管理事務代行報酬をファンドから毎月後払いで支払いを受けます。

手続・手数料等

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬料率
成功報酬	〈変更効力発生日前日まで〉管理会社	〈変更効力発生日前日まで〉ファンドのポートフォリオ資産の投資運用業務ならびに受益証券の発行および買戻し業務ならびに他の同社の運用管理の職務	〈変更効力発生日前日まで〉 ファンドは、投資運用契約に従い、各営業日に通常発生し、各受益証券に関する新規利益の15%に等しい成功報酬を、毎月後払いで管理会社に支払います。 (以下の記載は、後記「(変更効力発生日以降)」の第3段落以下と同一であるため省略)
	〈変更効力発生日以降〉投資運用会社	〈変更効力発生日以降〉ファンドのポートフォリオ資産の投資運用業務	〈変更効力発生日以降〉 ファンドは、投資運用および再委託契約に従い、各営業日に通常発生し、各受益証券に関する新規利益の15%に等しい成功報酬を、毎月後払いで投資運用会社に支払います。 ※変更効力発生日以降において、成功報酬および管理報酬は、投資運用会社に支払われるものとします。投資運用会社は、当該当事者が書面で相互に合意するとおり、成功報酬および／または管理報酬の全部または一部を、管理会社に分配することができます。 成功報酬は、各暦月の最終営業日に、受益証券の月内の買戻しまたは譲渡(買い戻されるか、または、譲渡される受益証券に関する買戻しまたは譲渡に限ります。)に基づき支払われます。成功報酬は、適用あるクラス受益証券を表示する通貨(米ドル建クラス受益証券については米ドル、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券については日本円)で計算され、報告されます。円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券に関しては、各成功報酬は、ファンドの米ドル建て資産に関して、為替相場による変動が当該受益証券の1口当たり純資産価格に与える影響を考慮することなく計算されます。また、円建(ヘッジあり)クラス受益証券に関しては、成功報酬は、為替ヘッジに関する費用または損益を考慮することなく計算されます。 受益証券に関する「新規利益」は、特定の日付時点における適用あるクラス受益証券の1口当たり純資産価格(当該時点で計算される成功報酬を控除する前)が当該日時点における適用あるクラス受益証券の1口当たりハイ・ウォーター・マークを上回る金額(もしあれば)です。特定の日付時点の「受益証券の1口当たりハイ・ウォーター・マーク」は、当該時点における適用あるクラス受益証券の発行済みの受益証券口数で除した、当該日の適用あるクラス受益証券のハイ・ウォーター・マークに等しくなります。 「ハイ・ウォーター・マーク」は、成功報酬が支払われた直近の月末時点の(かかる成功報酬が支払われた後の)適用あるクラス受益証券の純資産価額総額または当該クラス受益証券について成功報酬が支払われていなかった場合、ファンドの当初申込日に発行されたすべての適用あるクラス受益証券の申込代金総額に等しく、いずれの場合も、当該クラス受益証券の継続申込みの金額により増加し、当該クラス受益証券についての継続買戻しにつき(買い戻される受益証券の口数に基づき)比例して減少します。
	〈変更効力発生日以降〉管理会社	〈変更効力発生日以降〉ファンドの受益証券の発行および買戻し業務ならびに他の同社の運用管理の職務	
代行協会員報酬	代行協会員	目論見書、運用報告書および他の文書の販売会社および他の販売会社に対する交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびにこれらに付随する業務を含む同社の職務	ファンドの代行協会員は、ファンドの日々の純資産価額の年率0.10%の代行協会員報酬を四半期に後払いで受領する権利を有します。さらに、代行協会員が顧客サービスのためにファンドを代理して負担した合理的な支払金および立替費用は、ファンドが負担します。
販売報酬	販売会社	日本における受託証券の販売、申込および買戻しの取扱い、運用報告書の交付、既存受益者に対する一定の情報提供等ならびに他の付随する業務を含む同社の職務	〈変更効力発生日前日まで〉 販売会社は、当該販売会社および管理会社の間で締結された販売・買戻契約に基づき、ファンドの資産から、当該販売会社を通じて購入された受益証券に関して、ファンドの純資産価額の年率0.50%の販売報酬を四半期毎に後払いで受領します。 〈変更効力発生日以降〉 販売会社は、当該販売会社および総販売会社の間で締結された販売・買戻契約に基づき、ファンドの資産から、当該販売会社を通じて購入された受益証券に関して、ファンドの純資産価額の年率0.50%の販売報酬を四半期毎に後払いで受領します。
設立費用およびその他の費用(税金、銀行および証券業者の手数料、保険料、弁護士費用、監査費用、印刷費用など)は、ファンドの信託財産から支払われ、間接的に投資者が負担することになります。			

※上記の手数料等の合計額については、ファンドの純資産総額、パフォーマンス等によって異なりますので、表示することができません。

手続・手数料等

税金	
個人のお客様に適用される税制	◆個人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となります。）。 ◆受益証券の換金（買戻し）または償還に基づく損益は、個人のお客様について、換金（買戻し）時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%（所得税15.315%、住民税５%）が課せられます（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となります。）。
法人のお客様に適用される税制	◆法人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。）。

- 譲渡所得とは、換金（買戻し）または償還時の価値から取得費用を控除した差に等しい益をいいます。
- 上記は、2023年8月末日現在のものです。税法が改正された場合には、税率およびその他の取扱いが変更される場合があります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- 受益証券を買付けることにより、各投資者は、(i)ファンドが同意した場合を除き、米国の連邦所得税の目的における米国人による受益証券の保有は認められない旨を理解したこと、ならびに、(ii)各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人ではないこと、および、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を転売、再募集または譲渡しないことを表明します。

お申込手数料に関するご説明

＊当書面の情報の作成主体はＳＭＢＣ日興証券株式会社であり、作成責任はＳＭＢＣ日興証券株式会社にあります。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が 3%（税抜）の場合

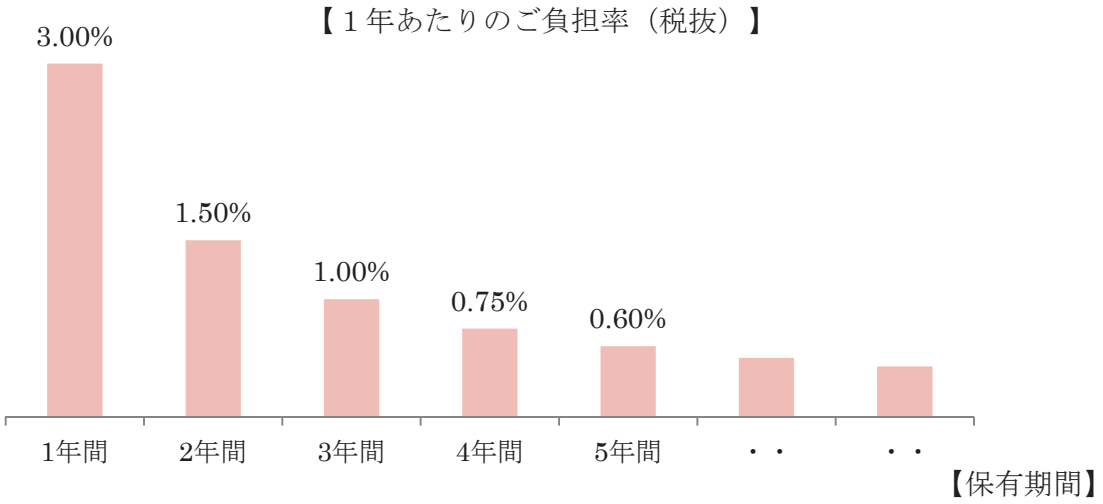

※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただかずに、解約・換金（買戻し）時に手数料（保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。）をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還（または延長）する場合もあります。上記お申込手数料の１年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご留意ください。

・ファンドの信託期間は投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

SMBC日興証券

目論見書補完書面（投資信託）

<コード 0907、0908、0909>

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。投資者の皆様がお取引される際には、あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	グローバル・M&Aオポチュニティ・ファンド 米ドル建クラス、円建（ヘッジなし）クラス、円建（ヘッジあり）クラス
手数料など 諸費用について	■お申込時に直接ご負担いただく費用 ・お申込手数料： **3.30%（税抜3.00%）を上限に**、お申込口数に応じて逓減料率を採用しております。 お申込手数料は、ご購入金額（お申込口数×1口当たり純資産価格）に、お申込手数料率を乗じて次のように計算されます。 お申込手数料（税込）＝お申込口数×1口当たり純資産価格×お申込手数料率（税込） 例えば、1口当たり純資産価格10,000円の時に1,000口ご購入いただく場合は、お申込手数料（税込）＝1,000口×10,000円×3.30%＝330,000円となり、合計10,330,000円をお支払いいただくことになります。 ■ご換金（買戻し）時に直接ご負担いただく費用 ・ご換金（買戻し）手数料： ありません。 ※詳しくは交付目論見書をご覧ください。
お申込単位	500口以上1口単位（新規・追加申込時とも） ※別に定める場合はこの限りではありません。
ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、ファンドの日本における販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社と投資者の皆様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書を原則として郵送または電子交付による方法により、投資者の皆様にお渡しいたします。
会社の概要 （2023年12月末現在）	商号等　SMBC日興証券株式会社 登録番号　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2251号 本店所在地　〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1 加入協会　日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 指定紛争解決機関　特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター 資本金　1,350億円 主な事業　金融商品取引業 設立年月　2009年6月 連絡先　<お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250 （平日8:00 ～ 18:00※祝日・年末年始を除く） <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250 （平日9:00 ～ 18:00/土曜9:00 ～ 17:00※祝日・年末年始を除く）

本ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。取得制限の対象に該当する場合、お申込みを行うことができません。取得制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。詳しくは目論見書でご確認ください。

ご留意点

・外貨建投資信託の場合、分配金・償還金のお受取は、変更のお申し出のない限り、あらかじめ指定した円貨または外貨受取となります。なお、あらかじめ、外貨受取を指定しない場合は円貨受取となります。
・変更をご希望される場合には、事前にその旨をご連絡ください。
※ただし、別途、契約等で取り決められている場合は、上記の限りではありません。

お申込みは

SMBC日興証券

※目論見書補完書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。
※当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

（2024.03）